(写)

長門市告示第 18 号

令和6年3月長門市議会定例会招集告示(令和6年長門市告示第8号)の付議事件に次のとおり追加する。

令和6年3月14日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第38号 長門市税条例の一部を改正する条例

令和6年3月

長門市議会定例会 追 加 議 案

目 次

議案

第 38 号 長門市税条例の一部を改正する条例

議案第38号

長門市税条例の一部を改正する条例 令和6年3月21日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市税条例の一部を改正する条例

項に規定する資産について受けた損 失の金額(以下この項において「親族 資産損失額」という。)があるとき

長門市税条例(平成17年長門市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正後 現行 附則 附則 附則 附則 (令和6年能登半島地震災害に係る雑 (新設) 損控除額等の特例) 第5条の2 所得割の納税義務者の選 択により、法附則第4条の4第4項 に規定する特例損失金額(以下この項 において「特例損失金額」という。) がある場合には、特例損失金額(同条 第4項に規定する災害関連支出があ る場合には、第3項に規定する申告 書の提出の日の前日までに支出した ものに限る。以下この項及び次項に おいて「損失対象金額」という。)に ついて、令和5年において生じた法 第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定す る損失の金額として、この条例の規 定を適用することができる。この場 合において、第34条の2の規定に より控除された金額に係る当該損失 対象金額は、その者の令和7年度以 後の年度分で当該損失対象金額が生 じた年の末日の属する年度の翌年度 分の市民税に係るこの条例の規定の 適用については、当該損失対象金額 が生じた年において生じなかったも のとみなす。 2 前項前段の場合において、第34条 の2の規定により控除された金額に 係る損失対象金額のうちに同項の規 定の適用を受けた者と生計を一にす る令第48条の6第1項に規定する 親族の有する法附則第4条の4第4

は、当該親族資産損失額は、当該親 族の令和7年度以後の年度分で当該 親族資産損失額が生じた年の末日の 属する年度の翌年度分の市民税に係 るこの条例の規定の適用について は、当該親族資産損失額が生じた年 において生じなかったものとみな す。

3 第1項の規定は、令和6年度分の 第36条の2第1項又は第4項の規 定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払っ た場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度 までの各年度分の個人の市民税に限り、法<u>附則第4条の5第3項</u>の規定 に該当する場合における第34条の 2の規定による控除については、そ の者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とある第 3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、の規定を適用することができる。 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度 までの各年度分の個人の市民税に限り、法<u>附則第4条の4第3項</u>の規定 に該当する場合における第34条の 2の規定による控除については、条 の者の選択により、同条中「同条第1項(第2 号を除く。)」と、「まで」とあるは「まで並びに法<u>附則第4条の4第</u> 3項の規定により読み替えて適用さ は「の規定により読み替えて適用さる法第314条の2第1項(第2号 に係る部分に限る。)」として、の規定を適用することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。